

教育資金贈与専用口座振込依頼書(兼払戻請求書)

株式会社香川銀行 御中

ご記入日	令和			年			月			日		
教育資金 贈与専用口座	店番				口座番号							お届印(ご本人さま)
お客さま	フリガナ											
	お名前	(ご本人さま)										
		(親権者さま・代理人さま: 該当の場合いずれかに○をしてください。)										
	ご連絡先 電話番号	— —										

※ご本人さまが未成年者の場合は親権者さま、成人の場合で委任状により代理人届けを提出されている場合は代理人さまがご記入ください。

1. ☒印をお付けください。

☐	下記の【留意事項】を承諾のうえ、教育資金贈与専用口座から無通帳で払戻し、下記の【処理方法】により、指定口座(※)へ振込処理を依頼します。
--------------------------	--

(※)指定口座は、振込先として指定していただいた口座です。

2. 【処理方法】

・該当の処理方法の番号を○で囲み、項目毎の合計金額を払戻金額の該当欄にご記入下さい。

項番	処理内容	払戻金額							
1	「学校等への支払金額合計」を指定口座へ振込してください。								
2	「学校等以外への支払金額合計」を指定口座へ振込してください。								
払戻金額合計									

【留意事項】	① 専用口座からの払戻資金で、当年中に教育資金を支払う必要があります。 教育資金の支払に充当したことを証明する書類(「領収書等」)に記載される支払年月日は、専用口座からお引き出した年と同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、契約終了時に贈与税の課税対象となります。
	② 「領収書等」の原本は、同年分をまとめて『「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等一覧』(専用用紙)とともに、支払年月日の属する年の翌年3月15日までに当行へご提出ください。 期限までにご提出いただけない場合、払戻資金は契約終了時に贈与税の課税対象となります。
	③ 専用口座からの払戻金額が、「領収書等」の金額を超える部分については、契約終了時に贈与税の課税対象となります。
	④ 「学校等以外の者に支払われる教育資金」の支払が累計500万円を超える部分については、契約終了時に贈与税の課税対象となります。
	⑤ 「領収書等」が完備することを前提に、この請求書の受付後翌営業日を目処に、指定口座にお振込いたします。教育資金の支払等で納付期限がある場合は、早めに当行へ到着するよう送付してください。
	⑥ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」と合わせて掲載されていますのでご参照ください。 【文部科学省ホームページ:「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm 教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

(銀行使用欄)

支払日	検印	係印

受付日	検印	印鑑照合	受付